



# 福島原発 さいたま訴訟

東電の反撃  
なんかに

# 11/25(水)

## 第8回口頭弁論

### ぜひ傍聴に来てください!

# 15時開廷

さいたま地裁 101号法廷  
(JR浦和駅西口より徒歩10分)

☞ 終了後に **報告集会**と**懇談会**を行います!  
会場: 埼玉総合法律事務所3階会議室 (地裁より徒歩3分)

\* 傍聴希望の方は、14:20までに地裁B棟前にお越し下さい

#### ●9月2日の第7回期日では傍聴席を満席にすることができました! 心から感謝いたします

第7回期日においては、東電の過失の審理の必要性を指摘する第14準備書面と、国が国内外の事故事例に全く学ぶことなく、漫然と安全神話を維持し続けた怠慢が今回の事故を引き起こした責任を厳しく追及する第15準備書面が陳述されました。東電は、これまで「無過失責任」で賠償をする、として、原告側からの数々の東電の過失を指摘する主張に対してほとんど認否をしてきていません。

#### ●第3次追加提訴で、福彩訴訟の原告は20世帯68人となりました。

8月25日、区域外避難の方を中心に7世帯22の方が追加提訴をしました。これまでの原告と合わせて原告数は20世帯68人に。「死ぬしかないと思ひ詰めたこともあったけれど、わたしたちは何も悪いことはしていない。このやり場のない怒りと悔しさを訴えるために、訴訟に参加することになりました」「最初は国がなんとかしてくれる、国を信じようと思っていました。しかし一向に事態は進展しません。「除染したから安全」というけれど、放射線量はぜんぜん下がっていない。何が起るかわからない今の福島で暮らすことは不可能です。力及ばず負けたとしても、裁判を通して声を上げるしかない、と覚悟を決めました」という痛切な声に、心を打たれました。

#### ●政府や県の福島原発事故「収束」方針を、決して許してはなりません!

事故から4年、支援の打ち切り方針で避難者の状況は厳しくなる一方です。孤軍奮闘する原告への何よりの励ましが満員の傍聴席。裁判所や被告への強いプレッシャーともなります。次回期日では、追加提訴をされた原告の陳述が予定されています。満員の傍聴で原告を応援しましょう。みなさま、ぜひ傍聴にお越しください。

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会

支援する会の年会費は  
一口1,000円  
カンパもぜひ!

**会員  
募集中!!**



会員の皆様にはいつも暖かいご支援を賜り、深謝いたします。  
お預かりしましたご支援金はニュースレターの発行や裁判期日に行う報告会の会場費などに使用させていただいております。  
これからも支援の輪を広げるべく、頑張っていきたいと思っておりますので今後共々どうぞ宜しくお願いいたします

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を  
明記の上、下記連絡先にお申込みください。  
会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。

(口座番号: 00130-7-550500 郵便振替口座名: 福彩支援)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。  
☞ 振込先銀行名: ゆうちょ銀行/金融機関コード: 9900 / 店名: 〇一九店(ゼロイチキューテン) / 店番: 019 / 預金種目: 当座 / 口座番号: 0550500  
※個人情報適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 ウェブサイト <http://fukusaishien.com/> 電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592  
\* 北浦恵美 tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582